

医療機関の新築移転について

1 趣旨

アマノリハビリテーション病院を現在地から廿日市市内の別の場所に新築移転する予定である。

「地域医療構想の進め方について（平成30年2月7日）」により、新たに病床を整備する場合、将来の病床数の必要量や機能との関係等を説明することとされているため、計画の概要と必要事項を説明する。

2 新築移転計画の概要

現在のアマノリハビリテーション病院（廿日市市陽光台 5-9）を廿日市市串戸 5-1-670-1、670-4、669-1（地番） 1915.88 m²に移設する計画。建物は RC 構造 6 階建て、延べ床面積約 7,562 m²で計画中である。

病床種別は療養病床 120 床（届出病床は回復期リハビリテーション病床、地域包括ケア病床）とし変更はない。病床数内訳は回復期リハビリ病床を 91 床から 88 床に、地域包括ケア病床を 29 床から 32 床に変更する予定である。

また、院内に脊椎外来及び手術部門を新設し、脊椎関連手術及び一般整形手術にも対応できる体制を整える。これにより術後患者に在宅復帰に向けたリハビリテーションを切れ目なく提供することができ、地域における重要な役割を果たす病院になると考えている。

3 地域医療構想との関係

(1) 病床数

病床数は、現在の 120 床のままである。

(2) 病床機能

病床機能	現行（令和5年度現在）	移転後
回復期	120 床 (回復期リハビリ病床 91 床) (地域包括ケア病床 29 床)	120 床 (回復期リハビリ病床 88 床) (地域包括ケア病床 32 床)

(3) 雇用計画及び設備整備計画

【雇用計画】

既存病院から近距離での移設となるため、現職員の継続雇用を基本とし、欠員が生じる部門については新規雇用を計画している。

【設備整備計画】

病床 120 床、外来診察室 5 室、手術室 2 室（新設）、画像診断設備（一般撮影、透視、CT、MRI（新設））の設置を計画している。

4 根拠

「地域医療構想の進め方について（平成30年2月7日）」（抜粋）

1 地域医療構想調整会議の進め方について

（1）地域医療構想調整会議の協議事項

ウ 新たな医療機関の開設や増床の許可申請への対応

（ア）全ての医療機関に関すること

都道府県は、新たに病床を整備する予定の医療機関を把握した場合には、当該医療機関に対し、開設等の許可を待たずに、地域医療構想調整会議へ出席し、①新たに整備される病床の整備計画と将来の病床数の必要量との関係性、②新たに整備される病床が担う予定の病床の機能と当該構想区域の病床機能区分ごとの将来の病床数の必要量との関係、③当該医療機能を担う上での、雇用計画や設備整備計画の妥当性等について説明するよう求めること。